

ひとりで悩まず ご相談ください

あなたのくらしや仕事での不安、困りごと、心配ごとをご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況にあわせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

- 借金がよくある
- 家賃や公共料金を滞納している
- 家賃が払えず家を出なければならぬ



- 収入が少なく生活が苦しい
- 病院に行きたいがお金がない
- 身寄りもなくどうしていいかわからない



- 頼れる人がいない
- 人間関係がうまくいかない
- 今後の生活について一緒に考えてほしい



- 家族が引きこもっている
- 子どもが親の年金に頼っている
- どこに相談したらよいかわからない



- 家計のやりくりがうまくいかない
- 近所の方とうまくコミュニケーションを図りたい
- 子どもに勉強させてあげたい



- 仕事をしたくても見つからない
- 働きたいが自分にあった仕事をみつけられない
- 働いたことがなく就職が不安



松阪市生活相談支援センター

(社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会)

〒515-8515

松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 1 階 (6-2)

電話：0598-53-4671

FAX：0598-26-9113

E-mail：seikatsu-soudan@matsusakawel.com

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

8時30分～17時15分



☆相談無料

☆秘密は守ります



みんなが安心して
暮らせるまちへ

自立相談支援事業

生活の中で困りごとや不安を抱えている場合は、まずご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



家賃相当額の支給は、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ直接振り込みます。

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産収入等に関する要件を満たしている方

家計改善支援事業

家計の状況を「見える化」して課題を把握し、自らが家計を管理できるように家計再生プランの作成や改善支援を行います。その他、情報提供等をし、早期の家計再生支援を行います。



就労準備支援事業

生活リズムの崩れ、社会との関わりに対する不安などの理由から就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成などの基礎的能力形成の支援を行います。

※主な要件は、世帯人数に応じた収入・資産要件に該当する方



子どもの学習・生活支援事業

経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちや学習習慣が不足している子どもたちに対して、一人ひとりの課題や状況に応じた学習支援を行います。

(問い合わせ) 保護自立支援課 0598-53-4670



<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

①

まず、
困っていることを
何でもお話しください。

- 支援員と一緒に
悩みごと、心配ごと、
課題を整理しましょう。
- 窓口に来られない場合は
支援員が訪問することも
できます。



②

一緒に自立への目標を
立てましょう。

- 困りごとの解決に向けた
支援内容を一緒に考え、
目標(支援プラン)を
つくります。
- 支援にかかわる関係機関が
集って、最終的な支援プラン
の確認・決定を行います。



③

目標達成に向けて
一緒に取り組み
ましょう。

- 支援プランに基づき、
あなたに寄り添い、
目標達成にむけて
サポートします。



※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます